

がん対策・1

がんは1981年以降、日本人の死因の第1位を占めています。2005年の死亡者数は32万5千人を超え、過去最多を更新しましたが、より有効な対策がとれない限り、がん死亡は今後も増加を続けると推定されています。

そこで、厚生労働省と文部科学省との合意に基づく「第3次対がん10か年総合戦略」（2005～2014年）が示され、がんの基礎研究、予防および医療の総合的な推進に全力で取り組んでいくことが確認されました。さらに2006年の通常国会（第164回）では、与党と民主党の議員からそれぞれ提出された「がん対策基本法案」が一本化され、がん対策に取り組む国の責務等を定めた「基本法」が、同年6月に成立しました。

「がん対策基本法」の施行により、国と都道府県には「がん対策推進基本計画」の策定が義務付けられ、計画内容には医療提供側だけでなく、がん患者や家族等の意見を反映させるしくみも盛り込まれました。今後は、患者の居住地にかかわらず、適切な医療が受けられる体制（地域がん拠点病院など）の整備、患者・家族への相談支援体制の整備、およびがん予防・早期発見方策の促進などが期待されるところです。

このように、わが国の「がん対策」は大きな転換期にあり、今年是对策推進のアクセルを踏み込む重要な時期と言えます。そこで、新時代の対がん総合戦略を視野に入れながら、新年の第1号と第2号の2回にわたって、多角的な視点から「がん対策」を取り上げてみます。本号では、特に「がん対策基本法」に関連した話題を中心に企画してみました。

